



### 用途地域による建築物の用途制限の概要

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおり制限が行われます。

用途地域内の建築物の用途制限	第一種住居地域	第二種住居地域	第三種住居地域	近隣住居地域	商業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
商業	○	○	○	○	○	○	○	
工業	○	○	○	○	○	○	○	
倉庫	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等	○	○	○	○	○	○	○	
ホール、旅館	○	○	○	○	○	○	○	
遊技場、ボウリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場	○	○	○	○	○	○	○	
カラオケボックス等	○	○	○	○	○	○	○	
映画館、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	○	○	○	○	○	○	○	
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	○	○	○	○	○	○	○	
キャバレー、個室付浴場等	○	○	○	○	○	○	○	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	
巡回派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	
病院	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	
自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	
単独車庫（附属車庫を除く）	○	○	○	○	○	○	○	
建築物附属自動車庫	○	○	○	○	○	○	○	
倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	
自家用倉庫	○	○	○	○	○	○	○	
畜舎（15mを超えるもの）	○	○	○	○	○	○	○	
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋菓子店、製菓、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	○	○	○	○	○	○	
危険性が大きいおそれ又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	
自動車修理工場	○	○	○	○	○	○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	○	○	○	○	○	○	○	
重量が非常に少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	
重量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	
重量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	
重量が多い施設	○	○	○	○	○	○	○	

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

### 高知広域都市計画総括図

⑨

※この図面掲載の都市計画で定められている事項は、令和4年3月現在のものです。  
 ※この総括図は、おおむねの区域を表示しているものであり、都市計画区域は字名で、その他のものは計画図(1/2,500)で確認する必要があります。詳細については高知県土木部都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。

※ この図面掲載の都市計画で定められている事項は、令和4年3月現在のものです。  
 ※ この総括図は、おおむねの区域を表示しているものであり、都市計画区域は字名で、その他のものは計画図(1/2,500)で確認する必要があります。詳細については高知県土木部都市計画課又は当該市町村へお問い合わせください。

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て作成した  
 1：2,500高知広域都市計画基本図（承認番号：平24四公第37号）  
 から、作成したものである。」

高知広域都市計画協議会